

西宮市食品衛生・環境衛生関係施設の市長表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市内における食品及び環境関係の営業施設等であって、施設が高度の衛生水準を有し、施設の維持及び衛生管理が優秀であると認められる施設に表彰状を贈呈し、顕彰するとともに、他の模範として衛生思想の普及を図り、もって市民の生活衛生の向上に寄与することを目的とする。

(表彰の対象及び範囲)

第2条 被表彰施設の対象及び範囲は、次の法律に規定された業種を7年以上継続して経営していることとし、原則として過去に関係団体の長から優良施設として表彰を受けたことがある施設とする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）
- (3) 興行場法（昭和23年法律第137号）
- (4) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）
- (5) 理容師法（昭和22年法律第234号）
- (6) 美容師法（昭和32年法律第163号）
- (7) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）

(提出書類)

第3条 被表彰施設の推薦は次の書類2部を保健所長に提出することとし、保健所長は過去の施設監視記録等から第1条の目的に適合した施設として表彰が適当と認める施設について市長に内申を行う。

- (1) 候補施設の推薦順位を付した名簿（様式第3号）
- (2) 候補施設の推薦調書（様式第4号）

付則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。